

大型投資奨励制度の概要

本資料は、ベッカー・バレラ法律事務所の講演資料を参考に、ジェトロ・ブエノスアイレス事務所が作成した。

1. 大型投資奨励制度 (RIGI) とは

大型投資奨励制度 (RIGI) は、特定の経済分野における大型投資を促進することを目的とした制度で、税制、関税、外国為替に関する優遇措置を投資家に付与するものである。

本制度は、アルゼンチン共和国憲法第 75 条 18 項および 19 項に基づいている。すなわち、RIGI が適用されたプロジェクトは国益と見なされ、州と国の規制の間に論争または対立が生じた場合、両者の調整が不可能な範囲において連邦法が優先される。州が RIGI に従う必要はないが、州が RIGI に従うことを促すため、同法は州に整合性のある税制を制定するよう求めている。

また、優遇措置の適用範囲について疑義がある場合、通常の税制におけるような厳格な解釈ではなく、むしろ促進の目的を優先する解釈が適用される。

2. RIGI の適用対象

(1) 適用対象

RIGI の適用対象は、1 つ以上の開発フェーズを持つ単一のプロジェクトを実施するための特定目的事業体 (SVP) であり、株式会社 (Sociedades Anonimas)、有限責任会社 (Sociedades de Responsabilidad Limitada)、単一株主株式会社 (Sociedades Anonimas unipersonales)、支店 (Sucursales)、共同企業体 (Uniones Transitorias)、第 170 条が規定する、既存の株式会社や有限責任会社、支店がある場合に RIGI の適用を受けられるためだけに設置できる特定支店 (Sucursales Dedicadas) のいずれかの法人形態を採ることができる。

その目的は、既存の企業活動から新規プロジェクトを分離し、新規プロジェクトのみが RIGI の優遇措置を受けられるようにすることにある。

SVP のプロジェクトに関連するインフラの整備や SVP にサービスを提供するコンセッション事業者も、RIGI の適用要件を満たす場合は、SVP と同様に RIGI の適用を受けることができる。物品やサービスを輸入して SVP に供給するサプライヤーも、法 190 条が定める新品の資本財、予備部品、部品、消費財の免税輸入するために RIGI の適用を受けることができる。

(2) 対象分野・条件

RIGI の適用対象は大型投資を伴うプロジェクトである。大型投資を伴うプロジェクトとは、林業、観光業、インフラ、鉱業、テクノロジー、製鉄、エネルギー、石油・ガスにおけるプロジェクトで、以下の特性を満たすものを指す。

- ・ 長期にわたるプロジェクトであること。具体的には、最初の 3 年間の投資を除くキャッシュフローの正味現在価値が、同じ期間に計画された資本投資の正味現在価値の 30% 以下であること。
- ・ 適格資産への最低投資額が 2 億ドル以上であること。政府は、分野によってこの最低投資額を 9 億ドルまで引き上げる権限を有する。
- ・ 最低投資額の 40%以上の投資をプロジェクト承認から 2 年以内に行うこと。ただし、政府はこの割合を例外的に 20%まで引き下げることができる。
- ・ 投資額が 10 億ドルを超えるプロジェクトは、「長期戦略的輸出プロジェクト」として認定され、より有利な優遇措置の対象となる。

3. 投資額に算定可能な資産

投資額に算定可能な資産は、RIGI の発効後に実施された投資で、SPV によるプロジェクト開発を目的として、プロジェクトに関連する資産の取得、生産、建設、開発から構成されるものと定義されている。金融資産は除外される。具体的には次のものが挙げられる。

- ・ 資本財、中間財、予備部品。
- ・ 計算可能な資産を有する会社の株主割当、株式、経営参加権。買収された会社は 180 日以内に SPV と合併しなければならない。SPV への投資額は、買収された会社の計算可能な資産によって決定される。
- ・ 不動産および不動産の用益権。
- ・ 鉱物採掘権、石油・ガス採掘権。
- ・ 会社への出資、不動産、および利権は、最低投資総額の 15%を超えてはならない。
- ・ 例外的に、必要不可欠なサービスへの投資は、投資総額の 20%まで認められる。

4. RIGI の適用申請

RIGI の申請は、RIGI の発効から 2 年以内に申請しなければならないが、政府は 1 年間のみ、これを延長できる。申請には以下の事項を含めなければならないが、政府は 45 日以内に決定を下す。追加情報が必要な場合は、この期間は延長される。

- ・ 投資計画、プロジェクトの説明およびプロジェクトの金額
- ・ 投資スケジュール、最初の 2 年間に実施される最低投資額の割合
- ・ 資金調達源およびその方法
- ・ 直接雇用数および間接雇用数
- ・ 投資総額の少なくとも 20%に相当する国内サプライヤーからの物品またはサービスの調達を確約すること(国内サプライヤーが供給できる場合)
- ・ 現地市場の歪めないことを表明する技術的調査の裏付けのある宣誓供述書
- ・ 生産量および輸出量(貿易収支)の見込み

- ・ 技術的、経済的、および財務的な実現可能性
- ・ 取得した許認可、および取得が保留されている許認可

5. RIGI の優遇措置

(1) 法的安定性

SPV は、30 年間、税制、関税、外国為替に関する規制の安定性を享受できる。この優遇措置は、法律の廃止や制限的な規制の制定によって影響を受けることはない。規制変更や法律の廃止に反対する権利も含まれており、これは、税制の改正に反対する権利を認めず、税負担の増加のみに反対する権利を認めている鉱業投資奨励制度など、他の優遇制度と RIGI を区別するものとなっている。

(2) 税制、関税、外国為替の優遇措置

① 所得税

法人所得税率が 25%に引き下げられ、所得税法の累進税率は適用されない。配当金、利益送金に課税される所得税は、7%の税率を適用。RIGI の適用から 7 年経過後は、3.5%の税率が適用される。

また SPV は、次のスキームに従って資産の償却（加速度償却）を行うことができる。

- ・ 取得、製造、生産、または輸入された減価償却対象の動産資産の減価償却は少なくとも 2 回に分けて、均等かつ連続した年次分割払いにより行うことができる。
- ・ 鉱山、鉱石採掘場、森林、および同様の資産、またはその期間に開始されたインフラ整備事業の減価償却は、耐用年数を推定耐用年数の 60%に短縮した結果として生じる、少なくとも年間、均等かつ連続した分割払いにより計上することができる。

SPV が特定の会計期間に被った純営業損失は、同じ期間の課税所得と相殺できない場合、期限なしで、その後の年で得た課税所得から控除できる。5 年後、これらの損失を第三者に移転できる。

② 付加価値税

納税義務を履行するための税額控除証書の制度が設けられている。SPV はサプライヤー、輸入の場合は税務当局に、税額控除証書を提出することで付加価値税を納付することができる。

③ 金融取引税

金融機関を通じて行う入金、出金などの取引に対して課税される金融取引税を所得税から控除できる。

④税制の安定性

SPV に適用される租税は、RIGI の適用を受けた時点で施行されているものとなる。それ以降に新たな租税が設けられても、RIGI 適用時点で施行されているものとは異なるものは、SPV には適用されない。他方、税率の引き下げや課税が廃止される場合は、SVP もそれを享受できる可能性がある。SPV は、制度変更の結果生じる、支払うべき金額を超える税額については、税務当局からの請求を拒否する権利を有する。

⑤関税の免除

関税に関する優遇措置は 30 年間保証される。SPV は、資本財、投入財、予備部品など消費費用または一時輸入用として通関される輸入品に課される関税、統計税、その他手数料の支払いが免除される。

RIGI の適用から 3 年が経過した後は、プロジェクト下で製造された物品の輸出に課される輸出税の支払いが免除される。長期戦略的輸出プロジェクトの場合は、適用から 2 年経過後に輸出税免税の適用を開始する。

⑥輸出入規制

プロジェクトは、輸出入禁止物品を除いて原則として、輸入または輸出に対する直接的または間接的な規制の対象とならない。

⑦外貨規制

A. 物品の輸出により得た外貨の取り扱い

プロジェクトにより物品を輸出して得た外貨は、以下の割合に従って、外国為替市場における強制的なペソへの交換義務を免除される。また、外国為替市場での強制的なペソへの交換義務の対象とならない外貨は、SPV が自由に利用できる。

(RIGI 適用プロジェクト)

SVP の業務開始から 2 年後：20%

SVP の業務開始から 3 年後：40%

SVP の業務開始から 4 年後：100%

(長期戦略的輸出プロジェクト)

SPV の業務開始から 1 年後：20%

SPV の業務開始から 2 年後：40%

SPV の業務開始から 3 年後：100%

B. 資本拠出および金融負債

国内外からの資本の拠出または融資により SPV が得た外貨は、外国為替市場での強制的なペソへの交換義務を免除される。金融負債の元本、利息の支払い、また資金の引き揚げ（リパトリエーション）のために外国為替市場にアクセスする場合には、資金が外国為替市場で決済された場合に限り、制限はなく、中銀の事前承認は必要ない。

C. 国外での流動資産の保有

国外での流動資産の保有に制限はないが、SVP による外国為替市場へのアクセスを許可する前に、国外に保有する流動資産の額が考慮される可能性がある。これは、SPV が外国為替市場へアクセスして外貨を取得する前に、自由に利用できる国外の流動資産を使用せざるを得ない可能性があることを意味する。

D. 為替レートの管理体制の安定

RIGI 適用時点の為替レートの管理体制を 30 年間保証する。

6. 紛争解決

本制度から生じるすべての紛争は、友好的な交渉によって解決されるか、60 暦日以内に紛争が解決できない場合は仲裁に委ねられる。

SPV は、常設仲裁裁判所（PCA）規則、国際商業会議所（ICC）規則、投資紛争解決国際センター（ICSID）の 3 つの仲裁規則から仲裁方法を選択できる。仲裁廷は、アルゼンチン国籍または SPV の過半数株主の国籍を有する者を除く 3 人の仲裁人で構成される。仲裁廷の所在地をアルゼンチン国内とすることはできない。

政府は、プロジェクト承認までに SPV との間で紛争解決メカニズムを確立する権利を有する。

また、この制度により取得された権利は、適用される二国間投資協定の定義に含まれる保護された投資とみなされる。

7. 地方自治体との関係

アルゼンチン共和国憲法第 75 条 18 項に規定された進展条項。RIGI の適用を受けたプロジェクトは、国家の利益とみなされる。国家の利益に反する連邦政府または地方政府の規制や措置は無効となり、連邦裁判所がその適用を阻止する。

8. 他の優遇措置制度との関係

RIGI の優遇措置は、既存の他の優遇措置制度における同種の優遇措置と併用することはできない。

以上